

公民(裁判について②)

裁判には、① 裁判(私人の間の争いについての裁判)と② 裁判(犯罪行為について、有罪か無罪かを決定する裁判)がある。① 裁判では、訴えた人が③ 原告、訴えられた人が④ 被告となつて、自分の意見を主張する。

② 裁判では、犯罪が起ると警察官と⑤ 検察官が犯罪を捜査し、罪を犯した疑いのある者(⑥ 容疑者)を探し、容疑がかたまると、⑤ 検察官は⑥ 検察官を⑦ 検察官として裁判に訴える(⑧ 検察官)。そして、裁判官は、有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰を言いわたす。

また、② 裁判では、警察などによる捜査を法によって統制することが重要で、例えば、警察官は裁判官の出す⑨ 令状がなければ、原則として逮捕・捜索できない。その他にも、⑩ 被告人は、答へたくない質問には答へを拒むこと、また裁判でたまっていることも認められている(⑪ 黙秘権)。